

1. 件名：福島第一原子力発電所における除染装置スラッジ回収装置搬入に伴う仮設構台、プロセス主建屋開口部の設置工事に係る面談
2. 日時：令和3年9月7日（火）13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官
知見主任安全審査官、高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当5名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、本年7月20日の面談で説明のあった除染装置スラッジ回収装置搬入用仮設構台（以下「仮設構台」という。）の設置及びプロセス主建屋開口部の設置工事（以下「設置工事」という。）について、資料に基づき説明があった。
 - 設置工事は、建屋開口作業、シャッター設置作業、屋内ステージ設置作業の順番で行い、各作業プロセスのダスト飛散対策として、仮設構台上にクリーンハウス等を設置した上で、当該ハウス内のバウンダリを維持しつつ、局所排風機を運転し、プロセス主建屋内に排気された環境下で、開口部とシャッターの隙間のシール処理や屋内ステージの設置を行う。
 - 開口部の設置作業時に発生するダストが屋外へ放出した場合の敷地境界における飛散評価は、評価点のうち最大線量率となるB P 4において、 3.3×10^{-5} mSv/y であり、実施計画に定める大気中に拡散する放射性物質に起因する実効線量の最大値（0.03 mSv/y）よりも十分低い値である。
 - 開口部を設置した状態のプロセス主建屋、当該開口部に設置する屋内ステージの検討用地震動（最大加速度 900gal）を考慮した耐震性評価については、現在検討中であるものの、仮設構台については同建屋への波及的影響を確認していることから、本年9月中旬より据付を開始することとしたい。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を伝えた。
 - 本日説明があった設置工事に伴うダスト飛散影響評価や耐震性等の解析評価について、現在申請中の除染装置スラッジ回収装置の設置に係る実施計画の変更認可申請の内容との関係性を明確にした上で、必要な科学的・技術的根拠を提示すること。
 - 開口部に設置する予定のシャッター及び屋内ステージについて、津波への対策を含めて、要求される機能と設計条件を整理して説明すること。
 - 各作業に必要とされるモックアップの内容とそのスケジュールを含めて、開口作業の成立性について説明すること。

6. その他

資料：

- 除染装置スラッジ回収装置搬入に伴う仮設構台、プロセス主建屋開口部の設置

工事について（2021年9月7日）